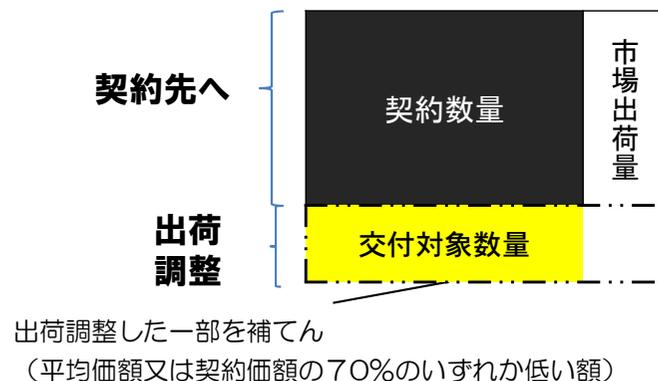


# 契約野菜収入確保モデル事業の概要

- 野菜の契約取引の推進を図るため、生産者等が負うリスクを軽減するために、以下の2つのタイプの対策を実施
  - ①出荷調整タイプ：契約数量確保のための余剰作付け分を価格低落時に出荷調整した場合に収入の一部を補てん
  - ②数量確保タイプ：中間事業者が、契約数量確保のために卸売市場等から契約対象野菜を調達した場合に費用の一部を補てん
- 対象品目は、指定野菜（キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほれんそう、レタス）の14品目
- 作付面積等の制限はなく、指定産地内外を問わず対象

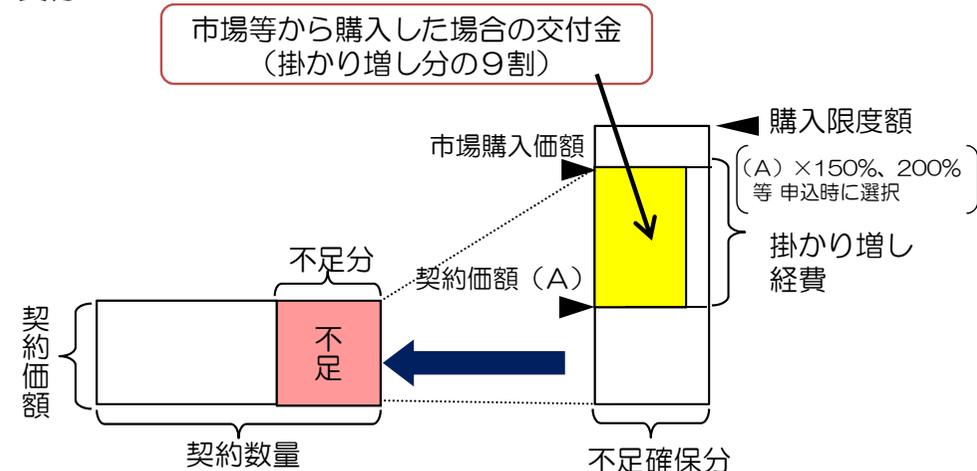
## ① 出荷調整タイプ

実需者等との契約取引において、作柄不良等による供給量不足を避けるため、契約数量確保のための余剰作付けを行い、価格低落時に**出荷調整を行った場合に**、その収入減の一部に交付金を交付



## ② 数量確保タイプ

中間事業者が契約数量の確保のために**卸売市場等から契約対象野菜を調達した場合に**、その確保に要する費用の一部に交付金を交付



- ※ いずれのタイプも国と生産者の負担割合=50：50（県費負担なし）
- ※ 成立した予算の内容に応じて事業の内容が変更となることがあります。